



8.11.2 予 測

(1) 予測事項

ア 工事の施行中

- ・ 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度
- ・ 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

イ 工事の完了後

- ・ 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度
- ・ 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測結果

ア 工事の施行中

(ア) 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改変することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。

以上のことから、玉川上水緑道及び野火止用水緑道の主な自然との触れ合いの活動の場が持つ機能の変化はできる限り低減され、影響は小さいと予測する。

(イ) 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

本事業では、工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さいと予測する。

なお、玉川上水緑道の利用経路は、工事用車両の走行ルートと重複しないため、利用経路に与える影響はないと予測する。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業は、既存のごみ処理施設の建替えを行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。

以上のことから、玉川上水緑道及び野火止用水緑道の主な自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はできる限り低減され、影響は小さいと予測される。

(イ) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

本事業では、廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さいと予測する。

なお、玉川上水緑道の利用経路は、廃棄物等運搬車両の走行ルートと重複しないため、利用経路に与える影響はないと予測する。

8.11.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施工中

ア 予測に反映した措置

- ・仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等を行う。
- ・「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に規定されている建設機械は、低騒音型を使用する。

イ 予測に反映しなかった措置

- ・工사용車両の走行に際しては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを励行する。
- ・建設機械のアイドリングストップを励行する。
- ・建設機械は点検、整備を行い、性能の維持に努める。
- ・工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することのないよう努める。
- ・工사용車両の走行ルートは、分散させる。また、全体工程の平準化を検討し、工사용車両が集中しないようにする。

(2) 工事の完了後

ア 予測に反映しなかった措置

- ・廃棄物等運搬車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・廃棄物等運搬車両の走行に際しては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを励行する。

8.11.4 評価

(1) 評価の指標

ア 工事の施行中

(ア) 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」とした。

(イ) 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないこと」とした。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」とした。

(イ) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないこと」とした。

(2) 評価の結果

ア 工事の施行中

(ア) 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改変することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。

したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないと考える。

(イ) 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影

響は小さい。

したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業は、既存のごみ処理施設の建替えを行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。

したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないと考える。

(イ) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。

したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。

8.12 廃棄物

8.12.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

廃棄物の現況調査の調査事項及びその選択理由は、表 8.12-1 に示すとおりである。

表 8.12-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①撤去構造物及び伐採樹木等の状況	工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去、建設により廃棄物及び建設発生土が発生する。 工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。
②建設発生土の状況	
③特別管理廃棄物の状況	
④廃棄物の処理の状況	
⑤法令による基準等	

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内とした。

(3) 調査結果

ア 撤去構造物及び伐採樹木等の状況

既存施設の解体に伴い発生が想定される廃棄物は、コンクリート塊、金属くず等が挙げられる。

イ 建設発生土の状況

本事業の工事における掘削深さは GL より約-22m と計画しているため、本事業の掘削により埋土、ローム層、砂礫層、玉石混砂礫、粘土質砂礫が発生すると考えられる。

ウ 特別管理廃棄物の状況

既存施設の PCB 混入機器類の調査結果では、絶縁油の抜取りが可能な変圧器については PCB の使用は確認確認されていないが、運転中において確認不可能な進相コンデンサ及び高所設置のため確認できなかった蛍光灯安定器において混入を否定できない結果となっている。また、既存施設のアスベスト調査では、非飛散性アスベストが確認されている。

エ 廃棄物の処理の状況

平成 29 年度の既存ごみ焼却施設における焼却量は 68,420t/年、資源化量は 8,726t/年であり、既存粗大ごみ処理施設における搬入量は 7,849t/年、資源化量は 7,849t/年である。

オ 法令による基準等

関係法令としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」等がある。

関連計画としては、「建設リサイクル推進計画」、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都建設リサイクル推進計画」、「小平市一般廃棄物処理基本計画」、「東大和市一般廃棄物処理基本計画」、「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」等がある。

8.12.2 予 測

(1) 予測事項

ア 工事の施行中

工事の施行中の予測事項は以下に示す項目とした。

- ・解体・撤去に伴う産業廃棄物（以下「解体工事に伴う廃棄物等」という。）の排出量、再資源化量及び処理・処分方法
- ・建設工事に伴う建設発生土及び産業廃棄物（以下「建設工事に伴う廃棄物等」という。）の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法
- ・特別管理廃棄物の処理・処分の方法、保管方法及び運搬方法

イ 工事の完了後

施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法とした。

(2) 予測結果

ア 工事の施行中

(ア) 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

解体工事に伴う廃棄物等の排出量及び再資源化量は表 8.12-2 に示すとおりである。

解体工事に伴う廃棄物はコンクリート塊、木くず、金属くず等であり、これらの廃棄物については、可能な限り再資源化を図る。また、再資源化の困難な廃棄物については、適切に処理・処分する。

表 8.12-2 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量

種類	排出量 (t)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t)
コンクリート	12,943	99 以上	12,814
アスファルト・コンクリート塊	481	99 以上	476
木くず	34	99 以上	34
金属くず	2,552	100	2,552
廃プラスチック類	10	98	10
その他がれき類 (耐火物等)	1,315	98	1,289
混合廃棄物	116	83	96
合計	17,451	—	17,271

注1) コンクリート、アスファルト、木くず及び混合廃棄物の資源化率は、「東京都リサイクル推進計画」の平成32年度（令和2年度）目標値とし、廃プラスチック類及びその他がれき類は、同リサイクル推進計画における平成32年度（令和2年度）の全体目標値とする。金属くずは他都市ごみ焼却施設解体工事における実績値とする。

(イ) 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法

建設工事に伴う廃棄物等の排出量及び再資源化量は、表 8. 12-3 に示すとおりである。

建設発生土は一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、再利用する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

建設工事に伴う主な廃棄物はアスファルト・コンクリート塊、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類等であり、これらの廃棄物については、可能な限り再資源化を図る。

また、再資源化の困難な廃棄物については、適切に処理・処分する。

表 8. 12-3 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量

廃棄物の種類	単位	排出量	有効利用率 ・再資源化率	有効利用量 ・再資源化量
建設発生土	m ³	30,008	88%	26,407.0
建設汚泥	m ³	4,100	96%	4,018.0
コンクリート	t	51	99%以上	50.5
アスファルト・コンクリート塊	t	13	99%以上	12.9
廃プラスチック類	t	10	98%	9.8
木くず	t	17	99%以上	16.8
石膏ボード	t	15	98%	14.7
その他	t	23	98%	22.5
混合廃棄物	t	60	83%	49.8
ガラス・陶磁器くず	t	18	98%	17.6
金属くず	t	7	100%	7
紙くず	t	5	100%	5
廃棄物量合計（建設発生土・汚泥を除く）	t	219	-	206.6

注1) 「建設発生土」、「廃プラスチック類」、「石膏ボード」、「その他」、「ガラス・陶磁器くず」の有効利用率・再資源化率については、「東京都建設リサイクル推進計画」における平成32年度（令和2年度）の全体目標値とする。

(ウ) 特別管理廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法

a アスベスト廃棄物

既存施設の調査結果では、非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。

除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い、粉じんが飛散しないよう、堅固な容器や二重袋詰め等を施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切に保管する。

運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」（昭和62年8月62清環産第105号）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

また、運搬・処分に当たっては新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。

b PCB 廃棄物

既存施設の調査結果では、一部の進相コンデンサにおいて混入を否定できない結果となっていることから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たに PCB 廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあたっては、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成 23 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法等

施設の稼働に伴う廃棄物の排出量等の予測結果は、表 8.12-4 に示すとおりである。

焼却施設の稼働に伴う廃棄物（主灰（流動床式の場合は、不燃物）、飛灰）の排出量は、ストーカ式の場合は 10,775 t/年、流動床式の場合は 5,431 t/年と予測するが、発生した主灰、飛灰の全量をエコセメント化施設（東京たま広域資源循環組合）に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式において排出される不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。

（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物（鉄類・アルミ類・小型家電・有害物・破碎残渣）の排出量は、6,654 t/年と予測するが、選別後の鉄類・アルミ類・小型家電は再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。また、破碎残渣については、その全量を焼却施設で焼却処理を行う計画である。

なお、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設から排出される有害物については、関係法令等に基づき、適切に処理・処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。

表 8.12-4 施設の稼働に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量、処理・処分方法

廃棄物の種類		排出量 (t/年)	再資源化 率 (%)	再資源化 量 (t/年)	処理・処分方法	
焼却施設	ストーカ式	主灰	6,833	100	6,833	エコセメント化 (東京たま広域資源循環組合)
		飛灰	3,942		3,942	
		小計	10,775	-	10,775	
	流動床式	飛灰	4,380	100	4,380	製品原料 (再資源化業者へ)
		不燃物	1,051		1,051	
		小計	5,431	-	5,431	-
(仮称)不燃・粗大 ごみ処理施設	鉄類	874	100	874	製品原料 (再資源化業者へ)	
	アルミ類	81	100	81		
	小型家電	85	100	85		
	有害物	8	-	0	適正に処理・処分	
	破碎残渣	5,606	100	5,606	焼却施設において焼却	
	小計	6,654	-	6,646	-	
合計	ストーカ式	11,823	-	11,815	-	
	流動床式	6,479	-	6,471	-	

注1) 焼却施設(流動床式)から排出される不燃物は金属類及び陶磁器類である。

注2) 排水処理により発生する汚泥は、ごみピットに移送し焼却する。

注3) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設から排出する破碎残渣は、全量を焼却施設へ搬出して焼却するため、排出量及び再資源化量の合計は、破碎残渣を除いた量となる。

8.12.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

ア 予測に反映した措置

- ・建設発生土の搬出においては、一部埋戻しに利用し、搬出先の受入基準に適合していることを確認した上で搬出し、再利用する。
- ・建設廃棄物のうち再資源化できないものは、運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。
- ・建設廃棄物(撤去構造物を含む)の分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度(令和2年度)の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る。
- ・建設汚泥は脱水等の減量化・再資源化を行い、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度(令和2年度)の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る。
- ・建設発生土は場外での他事業による造成や建設現場での埋戻し等のほか、工事間利用を推進し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度(令和2年度)の目標値を踏まえて可能な限り有効利用を図る。
- ・既存施設において非飛散性アスベストの使用が確認されているため、関係法令に基づく必要な措置を講じるとともに、解体にあたっては「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(平成29年12月、東京都環境局)に基づき、湿潤化や保護具の着用などの対策を講じる。除去物は適切な方法で一時保管し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。
- ・新たに特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト・PCB)が発生された場合は、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。

イ 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事にあたっては、可能な限り計画地内での再利用を検討し、建設発生土の排出量が少なくなるよう土量バランスに配慮する。

(2) 工事の完了後

ア 予測に反映した措置

- ・ 焼却施設の稼働に伴い発生する主灰及び飛灰はエコセメント化施設に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。
- ・ (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴い発生する鉄類・アルミ類・小型家電は選別後に再資源化業者へ搬出することで再資源化を行う計画である。

イ 予測に反映しなかった措置

- ・ エコセメント化施設での主灰及び飛灰の受入れが中止になった場合は、主灰及び飛灰は法令で定める基準等に基づき他の施設で適切に処理する。

8.12.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、以下の法令等に示される事業者の責務とし、事業の実施に伴い排出される廃棄物及び建設発生土の発生量、処理の内容等の妥当性を判断する。

ア 工事の施行中

- ・ 「循環型社会形成推進基本法」
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ・ 「東京都廃棄物条例」
- ・ 「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」
- ・ 「東京都建設リサイクル推進計画」

イ 工事の完了後

- ・ 「循環型社会形成推進基本法」
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・ 「東京都廃棄物条例」
- ・ 「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」

(2) 評価の結果

ア 工事の施行中

(ア) 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

既存施設の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。

なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

(イ) 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法

新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約 219 t と予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。

なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。

また、新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 30,008m³ であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、再利用を図る。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

したがって建設工事に伴い発生する廃棄物の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

(ウ) 特別管理廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法

a アスベスト廃棄物

既存施設の調査結果では、非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。

除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い、粉じんが飛散しないよう堅固な容器や二重袋詰め等を施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切に保管する。

運搬・処分に当たっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」（昭和 62 年 8 月 62 清環産第 105 号）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。また、運搬・処分に当たって新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。

以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

b PCB 廃棄物

既存施設の調査結果では、一部の進相コンデンサにおいて混入を否定できない結果となっていることから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たに PCB 廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあたっては、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成 23 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。

イ 工事の完了後

(ア) 廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

新施設の稼働に伴う廃棄物（主灰、飛灰）搬出量は、ストーカー式で 10,775 t、流動床式で 5,431 t と予測するが、発生した主灰、飛灰はエコセメント化施設（東京たま広域資源循環組合）に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式で発生する不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。なお、新施設から排出される鉄類については、製品原料として資源化を行う計画である。

（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は、6,654 t と予測するが、選別後の鉄類・アルミ類及び小型家電は民間リサイクル業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。有害物については、関係法令に基づいて適正に処理・処分する。破碎残渣は新施設において焼却を行う。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は適正に循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、再資源化する計画であることから、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。